

【重要】

**就学支援金の支給を受けるためには、申請手続きが必要となります。
以下について、必ずご確認をお願いします。**

令和8年（2026年）4月9日

2・3年生保護者 各位

北海道恵庭南高等学校長 尾形友秀

高等学校等就学支援金受給資格認定申請のお知らせ

令和8年4月から、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金という。）の支給に関する法律の一部改正により、所得制限の撤廃や国籍及び在留資格等に基づく支給対象者の変更がありました。今後、就学支援金制度の改正作業を行う予定ですが、法改正前同様に、就学支援金の支給を受ける場合には、受給資格の変更手続きが必要となりますので、申請手続きをお願いします。

つきましては、別紙リーフレット及び本校ホームページ掲載の「e-Shien申請者向け利用マニュアル」を参照の上、高等学校等就学支援金オンライン申請システム（e-Shien）（以下、「システム」という。）により、期日までに申請してください。

記

1 高等学校等就学支援金の支給対象となる方

別紙リーフレットのとおりに（3月末時点での国のリーフレットとなります）

e-Shienによる申請はこちらから→



2 期日

令和8年（2026年）4月22日まで

※ 令和8年（2026年）4月13日（月） 12:00～14:00の間はシステムメンテナンスのため、システムが停止されていますのでご注意ください。

2 留意事項

- (1) ログインID通知書をご自宅に郵送いたします。
(入学時に就学支援金の申請手続きをされた時と同じ通知書です)
- (2) e-Shienにログインした後、次のオレンジ色のボタンより申請に進んでください。
令和7年4月～令和8年3月まで「臨時支援金」を受給していた方→「認定申請」
その他の方→「在校生受給資格確認」
- (3) 審査の結果については、後日文書でお知らせする予定です。
- (4) パソコンやスマートフォンを所持していない等の理由により、オンライン申請ができない場合には、学校のパソコンから申請を行うことも可能です。希望する場合は、学校へご連絡ください。
- (5) **申請者向け利用マニュアル等手続きについては、今後、内容に変更がある場合があります。**
- (6) その他不明な点がある場合や、期日までに申請・提出ができない場合は、事務担当者 松浦（TEL 0123-32-2391）までご連絡ください。